

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	桑折町身体障害者障害福祉に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桑折町は、身体障害者障害福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

福島県桑折町長

## 公表日

平成27年9月30日

# I 関連情報

<b>1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務</b>	
①事務の名称	身体障害者障害福祉に関する業務
②事務の概要	当該事務は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の申請、変更及び交付の手続きの適正な実施、障害福祉サービスに関する事務である。 番号法においては、別表第一項番11・12の規定のとおり、当該事務のうち、障害者への身体障害者手帳の交付・返還・変更等各申請、障害福祉サービスの提供に伴う申請又は異動等の届出、障害者支援施設等へ入所等の措置又は費用の徴収に関する事務で個人番号を用いることとなる。
③システムの名称	①障がいシステム ②宛名システム ③中間サーバ
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
①受給者台帳情報ファイル ②団体内統合宛名番号ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1第11項、第12項
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	[ 未定 ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	保健福祉課
②所属長	保健福祉課長 鈴木頼子
<b>6. 他の評価実施機関</b>	
<b>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</b>	
請求先	総務課 桑折町字東大隅18 TEL024-582-2111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	保健福祉課地域福祉係 桑折町字東大隅18 TEL024-582-1134

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年3月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年3月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

